

山村フォトニクス旧NEC真空硝子は 鈴木さんの雇用延長を認めよ！

解決に背をむける会社回答！第11回団体交渉

電機ユニオンは1月13日、山村フォトニクス(7月からの新社名、旧NEC真空硝子)と鈴木喜美子さんの雇用延長に関する第11回目の団体交渉を行いました。会社側の交渉担当者は、前回まで担当していた総務部長が入院中のため、昨年6月に日本山村硝子から山村フォトニクスに異動してきた経営管理本部長が行いました。

団体交渉を振り出しに戻す会社回答

山村フォトニクスは冒頭、「制度は変えない。鈴木さんの雇用延長は認められない」と、これまでの団体交渉での話し合いを踏みにじる理不尽な回答を示しました。

電機ユニオンは、「なぜ、そのような結論に至ったのか、希望者全員を対象とする問題や、株主総会での山村社長の答弁はどのように検討したのか」など、説明を求めました。

山村フォトニクスは、それらの質問にはまともな説明を行わずに、「我々の制度は適法で問題なく、我々の会社に適している」と強弁しました。



交渉資格が問われる会社答弁

昨年7月に行われた第9回の団体交渉以降は、日本山村硝子の継続雇用制度(60歳から選択、希望者全員が対象)が重要な争点になっており、山村フォトニクスも「日本山村硝子の制度を研究する」と答弁していました。

電機ユニオンは、「日本山村硝子の制度は希望者全員を対象にしている。知っているのか」と、再確認を行いました。その質問に対して、日本山村硝子に26年間在籍し、人事部門も担当した本部長は、「そのように書かれています。実態は分からない」と、無責任な答弁を行いました。

電機ユニオンは、「重要な問題での不勉強は困ります。交渉の資格がない」と、厳しく批判しました。

実態からも、希望者全員が妥当です

今後10年間の雇用延長対象者は、約5名(女性では、鈴木さんの後に十数年後に1名。男性では今後の3年間は1~2名で、その後の4~5年間は0名)であることが、会社側答弁で明らかになりました。

電機ユニオンは、「対象者が少ないのに、障害(選別基準)を設けることに固執するのか。そのメリットを示せ」と問いただしました。山村フォトニクスは、メリットを答弁できませんでした。

山村フォトニクスは、交渉経過を踏まえて解決に踏みだせ！

交渉の終盤、山村フォトニクスの交渉責任者は、「(入院中の)総務部長は別の思いがあるかも知れませんが、確認しましょう」と述べました。

団体交渉はこれまで、1年間以上にわたり11回を行ってきました。前回の団体交渉では、労使合意を進めるための各種提案が話し合われるなど、解決の糸口が見えてきていました。

山村フォトニクスは、これまでの団体交渉の内容を踏まえて、鈴木さんの雇用延長問題の解決を決断すべきです。職場内外のみなさんのいっそうのご支援をお願いいたします。



NEC & 関連労働者ネットワーク 2011年1月

ELICNEC

(連絡先) 田町: 九野 健三 090-9670-1150

玉川: 森 英一 090-4834-6876

府中: 益田 武廣 080-3389-0028

ELIC NEC URL: <http://www.elicnec.com/>

JAL・日本航空の146人が 整理解雇の撤回を求めて提訴！

- 力を合わせ、空の安全と労働者の雇用を守ろう -

日本航空を昨年12月31日に解雇されたパイロット74人と客室乗務員72人の146人は19日、解雇は「整理解雇の4要件」を満たしておらず無効だとして、職場復帰を求める提訴を東京地裁に行いました。

広がる抗議と支援の輪

日本航空が強行した異常な整理解雇に対して、「違法な解雇は許せない」の抗議の声が国の内外から上がり、支援の輪は急速に広がっています。

147カ国で644の労働組合が加盟する国際運輸労連（440万人）は、「解雇は必要なく、解雇基準は国際労働基準や日本の国内法に反している」と表明。国際パイロット協会からの支援も寄せられています。また、国際労働機関（ILO）は、調査に乗り出しています。

国内では、「日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議」が結成され、全労連、全労協などの労働組合、幅広い民主団体、女性団体、弁護士らがいち早く支援に立ちあがりました。

違法な整理解雇を撤回させましょう

提訴した人たちは、「たくさんの人に励ましてもらいました。必ず職場に戻り、技術を後輩に継承し、日航を再生させたい」「こんな形で辞めさせられるのは絶対に納得できない。もう一度、みんなと空を飛びたい」など、訴えています。

日本航空の不当解雇を撤回させ、「解雇4要件」を確固として守らせることは、すべての労働者の雇用確保に関わる国民的な問題です。

職場、地域からも、提訴団への連帯と支援を強め、「日本航空は、違法な整理解雇を撤回せよ」「解雇自由は許さない」の声を広げていきましょう。

整理解雇の4要件とは

労働者は、解雇争議などを粘り強くたたかい、解雇から雇用を守るルールを勝ち取りました。次の4つの要件すべてを満たさなければ「解雇権の乱用」で違法となり、解雇は無効となります。

解雇による人員削減がどうしても必要であること

希望退職や一時帰休など解雇回避の努力が
つくされたこと

解雇者の人選が客観的、合理的であること
解雇の手続きが妥当であること

日本航空の違法性は明白

すでに1688名が希望退職に応じており、再建計画の削減目標の1500名を大きく超過しています。これ以上の解雇による人員削減の必要は全くありません。

営業利益は、当初年間目標250億円に対し、4月～11月までの累積で1460億円にも達しています。大もうけのなかでの首切りです。

解雇の人選基準が、病歴や年齢の高い順になっていること、特定の労組役員を狙っています。憲法27条の勤労権やILO条約に照らして、世界に例を見ない人権侵害です。

NECグループのみなさん、協力会社のみなさん。お気軽にご相談ください

NECグループでの職場の問題、声、労働者のたたかいを知りたい方は、

下の ELICNEC ホームページにいますぐアクセス！

<http://www.elicnec.com/>

アクセス35万件

一人で悩まず、まずは相談を！電機ユニオンに入り、解決した事例が沢山生まれています

雇用問題・リストラなどで困ったときは

一人でも入れる **電機ユニオン** へお気軽にご相談を

Tel 03-3455-6006 Fax 03-3451-3595 メール info@denki-union.org

<http://denki-union.org/>